

総務省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 総務省組織令の一部改正

一 大臣官房に公文書監理官を設置すること。

(第十八条関係)

二 大臣官房政策評価広報課の所掌事務の一部を大臣官房総務課に移管すること。

(第二十二条及び第二十五条関係)

三 自治行政局行政課及び住民制度課の所掌事務の一部を同局市町村課に移管すること。

(第四十六条、第四十七条及び第四十七条の二関係)

四 自治行政局に参事官一人を設置すること。

(第四十五条、第四十八条及び第四十九条の二関係)

五 統計局統計作成支援課の所掌事務の一部を同局統計利用推進課に移管すること。

(第一百十二条及び百十三条関係)

六 統計局統計作成支援課の課名を「事業所情報管理課」に、同局統計利用推進課の課名を「統計情報利用推進課」に変更すること。

(第一百十条関係)

七 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 施行期日

この政令は、平成三十一年四月一日から施行すること。ただし、第一の四については、平成三十一年七月一日から施行すること。

(附則関係)